(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町中川字大仏向九二三のヨ、九二三の二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字日平五一〇〇の六、五一〇〇の七、大字三ヶ所字尾平五四三三の二、五四三四の一、児湯郡西米良村大字板谷字黒仁田四八一の一、字横谷四三五の二、四三五の一〇、大字小川字木浦五五四の二、字日平五九四の一一、五九四の一五、字水内一〇一五の一、北諸県郡三股町大字樺山字坊ヶ野九六一の四、九六一の一四八、九六一の二一〇、九六一の二二六、九九二の三、九九二の二〇四、九九二の二五三、字高野六五三七の三〇、六五三七の三八、六五三七の三九、六五三七の四一、六五三七の四六、六五三七の四九、六五三七の五二、六五三七の五七、六五三七の六〇、六五三七の六三、六五三七の六八、六五五五の三、六五五七の四、六五五七の三九、六五五八の二、六五五八の七、六五五八の八、六五五八の一二、六五五八の一四、六五五八の四八、六五五八の四九、六五六五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山田町中霧島字鎌府田一三四四・一三五〇の一・字谷ノ口一八二〇の一・一八二一の一・山田町山田字坂ノ上八二六・八二七・字長谷四六八四の一・四六八七の一・四六八七の二・四六八九の三・山之口町花木字祢津ケ谷二九六の二・二九六の四・山之口町山之口字榊ケ尾二七三〇の三・二七三〇の四・高崎町東霧島字鳩之園一五三四の一・高崎町前田字源太三七三四の五・梅北町一〇五四四の三七・高城町有水字下徳松二三三五の二八・宮崎市佐土原町上田島字百貫地七六八の二（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字岩屋ノ迫五二二七の九、字奈良津五二二九の八、児湯郡木城町大字中之又字莫木一〇一の二、一〇五の一、一〇五の二、延岡市北川町川内名字桑ケ内山二二五六の三、二二五六の一二、字赤谷山二二七四の一、二二七六の一、須佐町四七五五の四、追内町六八五の四

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩屋ノ迫五二二七の九・字奈良津五二二九の八・字莫木一〇一の二・一〇五の一・字赤谷山二二七四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　宮崎県都城市上水流町一二四五の一

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字武之木五九一の一、五九一の六、五九一の七、字木浦五一二の九、五五一の一、西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字土々呂山六一六〇の一、六一六一の一、宮崎市大字鏡洲字伯田四一二六から四一三〇まで、四一三六の一、四一四九の一、四一六三、四一六四の一、四一六五から四一六八まで、四一七〇、四一七一、四一七三、四一七四、四一七六から四一七八まで、四一八三、四一八八から四一九一まで

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字武之木五九一の六・五九一の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）